



花まる健康教室(一般介護予防事業)参加者募集

適度な運動を習慣にすることは筋力の低下を予防し、指先や頭を使うことは脳を活性化するため、認知症予防に効果があります。楽しく仲間づくりをしながら健康寿命を延ばしましょう！

花まる健康教室

コース名	内 容	回 数	曜日・時間	場 所	定 員	参加費	講 師
火曜コース	運動を中心にした、介護に陥らない体づくりを目指します。	週 1 回 全30回	毎週火曜 13：30～ 15：00	イオンタウン水戸南 (特設会場)	各コース 20人	6,000円	介護老人保健 施設エバーク リーン
木曜コース			毎週木曜 13：15～ 14：45	茨城町総合福 祉センター 「ゆうゆう館」 2 階 多目的室			(株)スマイルハート
金曜コース			脳トレで認知症を予防し、 地域で元気に暮らし続ける 事を目指します。				毎週金曜 13：30～ 14：30

▶実施期間 令和4年6月～令和5年2月

▶対 象 65歳以上の茨城町在住の方
※運動を希望の方で医師から制限されている場合には、事前にご相談ください。

▶送 迎 火・木曜コースはなし。金曜コースのみ要相談。

▶募集方法 ①3コースの中から1コースをお選びください。
②申請書に必要事項を記入し、捺印のうえ長寿福祉課へ提出してください。
※申請書は長寿福祉課窓口（1階4番窓口）にあります。印鑑を持参してください。

▶募集期間 5月9日(月)～5月20日(金)

▶参 加 費 6,000円 / 30回

◆実施期間は教室により異なるため、詳細日程や参加費の納入方法は、参加者の方に後日通知します。
◆新型コロナウイルスの感染状況により中止、もしくは延期になる場合があります。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407 (直通)

茨城町難病患者見舞金支給制度

町では、難病にり患した方の福祉の増進を図るため、見舞金を支給しています。

▶対象者 下記の要件をすべて満たす方

- ・茨城町に住所を有する方
- ・茨城県から指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証の交付を受けている方
- ・生活保護を受けていない方

▶支給額 年額20,000円（年1回の支給）

※年度内に他市町村で同額の見舞金の支給を受けている場合は対象になりません。

▶申請に必要なもの

- ・指定難病特定医療費受給者証または特定疾患登録者証
 - ・対象者の振込先金融機関通帳（口座番号確認のため写しをいただきます）
 - ・本人確認が出来るもの
- ※代理人の方が申請する場合は、その方の身分証明書が必要となります。

▶申請期間

令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金) ※土・日・祝日を除く
(令和2年度より、年度を通して申請が出来るようになりました)

▶申請窓口

社会福祉課（1階3番窓口）

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

職場の健康保険に加入した皆さまへ

国民健康保険の加入者が就職等により職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（1階5番窓口）までお越しください。

▶手続きに必要なもの

①	職場の健康保険証及び国民健康保険被保険者証（職場の健康保険に加入した方全員分）
②	マイナンバーカードまたは通知カード（職場の健康保険に加入した方全員分）
③	来庁される方の身分証明書（マイナンバーカードや運転免許証など）

※ 別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

▶注意事項

- ・職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ・国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになります。
- ・郵送での手続きを希望される方は、必要な書類を郵送しますので、下記までご連絡ください。なお、返送代・コピー代については本人負担となります。

職場の健康保険に加入した場合は、必ず手続きをお願いします。

安心！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113（直通）

特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当のご案内

特別児童扶養手当

身体または知的、精神に障がいのある20歳未満の児童を、家庭で養育している保護者に支給されます。

手帳等による等級の目安

1級（重度）

- ▶手当額 **52,400円／月（令和4年度）**
- ▶対象 ・身体障害者手帳がおおむね1、2級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳が㉔、A
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

2級（中度）

- ▶手当額 **34,900円／月（令和4年度）**
- ▶対象 ・身体障害者手帳がおおむね3級（内部疾患は例外があります）
・療育手帳がおおむねB
・精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

- ▶支給方法 年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

※前年の所得が一定額以上の場合や、児童が障がいによる公的年金を受けている場合は支給されません。



特別障害者手当

身体または知的、精神の障がいが著しく重度または重複しているため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

- ▶手 当 額 **27,300円／月（令和4年度）**
- ▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※重度の介護認定（要介護4～5など）を受けており、常に特別の介護を必要とする方は、手当の対象となる場合があります。

※前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を超えて入院している場合は支給されません。

障害児福祉手当

身体または知的、精神の障がいが重度であるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に支給されます。

- ▶手 当 額 **14,850円／月（令和4年度）**
- ▶支給方法 年4回（2月期・5月期・8月期・11月期）指定銀行口座に振込となります。

※扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合や、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

受給するためには、請求のお手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）

軽自動車税（種別割）の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免（免除）を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限りです。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの（入院中である等、障がい者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません）。

(1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障がいのある方が使用する軽自動車
 - ②心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方（同居家族等）が使用する軽自動車
 - ③心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所（☎029-221-6605）へお問い合わせください。

(2) 対象となる障害等級等

- は障がいのある方本人、生計を一にする方（家族）または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

	障がいの区分		手帳の等級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害		●	●	●	●		
	聴覚障害			●	●			
	平衡機能障害				●			
	音声機能障害（喉頭摘出の場合に限る） （音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害）				●			
	上肢障害		●	●				
	下肢障害		●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害		●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	●	●	●	●	●	●
	心臓機能障害		●		●			
	じん臓機能障害		●		●			
	呼吸器機能障害		●		●			
	ぼうこうまたは直腸機能障害		●		●			
	小腸機能障害		●		●			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		●	●	●			
	肝臓機能障害		●	●	●			

療育手帳	判定がA（最重度）またはA（重度） ※判定が有効期限内のもの
精神障害者 保健福祉手帳	障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証（精神通院）または医療福祉費受給者証（マル福）の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障がいがあれば、対象になります。

減免申請の手続き

(1) 申請期間 軽自動車税（種別割）納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(火)】まで

軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられないのでご注意ください。

(2) 必要書類 次の書類を添えて税務課（1階6番窓口）へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
 - ②軽自動車税（種別割）納税通知書（令和4年度分 ※お支払いをせずにお持ちください）
 - ③軽自動車税減免申請書（税務課窓口にあります。令和3年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します。）
 - ④運転する方の運転免許証（コピー可）
 - ⑤車検証（コピー可）
 - ⑥納税義務者の印鑑
 - ⑦納税義務者のマイナンバー確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ※その他、障がいの程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

人間ドック・脳ドック費用の補助について

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方を対象に、
人間ドックまたは脳ドックの費用の一部を助成します。
疾病の早期発見、早期治療により健康増進を図りましょう！

▶対象 下記の要件を満たしている方（昨年度補助を受けた方も対象となります）

▷国民健康保険に加入の方

- ①茨城町の国民健康保険に加入している方
※申請後、受診日までに国民健康保険の資格を喪失した方は、補助対象となりません。
- ②令和4年4月1日現在で満40歳以上の方
- ③国民健康保険税を完納している世帯の方

▷後期高齢者医療保険に加入の方

- ①町内に住所を有する後期高齢者医療保険に加入している方
- ②後期高齢者医療保険料を完納している方

▶定員 国民健康保険加入者：200人、後期高齢者医療保険加入者：70人

※申請期間内に定員を超えた場合は、昨年度補助を受けていない方を優先とさせていただきます。

▶申請方法 電話または保険課窓口で申請してください。

- (1) 電話での申請 下記の申込み先にご連絡ください。
- (2) 窓口での申請 印鑑と保険証をお持ちの上、保険課（1階5番窓口）にお越しください。

▶申請期間 令和4年5月11日(水)～5月27日(金) ※土・日を除く 午前8時30分～午後5時15分

▶補助金額 25,000円（自己負担額は健診機関にお支払いください）

▶健診機関

名 称	所在地	種 別	自己負担額
ブレインピア桜ヶ丘	茨城町奥谷1076	脳ドック	13,500 円
水戸赤十字病院	水戸市三の丸3-12-48	人間ドック(定員20人)	17,900 円
		脳ドック (定員20人)	29,450 円
水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	人間ドック	17,900 円
水戸協同病院	水戸市宮町3-2-7	人間ドック	16,800 円
		脳ドック	19,000 円
水戸中央病院	水戸市六反田町1136-1	人間ドック(定員50人)	20,100 円
		脳ドック (定員30人)	19,000 円
東関東クリニック	水戸市白梅3-4-8	人間ドック(定員32人)	16,800 円
水府病院	水戸市赤塚1-1	人間ドック	17,900 円
茨城県総合健診協会	水戸市笠原町489-5	人間ドック(定員20人)	16,690 円
茨城県メディカルセンター	水戸市笠原町489	人間ドック	17,020 円
茨城県立中央病院	笠間市鯉淵6528	人間ドック	19,000 円
		脳ドック	40,560 円
筑波大学附属病院	つくば市天久保2-1-1	人間ドック	43,200 円
		人間ドック+脳ドック	87,200 円

▶その他

- ・人間ドックと脳ドックの補助を同時に受けることはできません。
- ・町の補助を使って人間ドックまたは脳ドックを受ける方は、令和4年度に茨城町の受診券を使用して特定健康診査、後期高齢者健康診査を受けることができません（一部実施機関を除く）。
- ・人間ドックで受けたがん検診と同じ検査を町で受けることはできません。
- ・申請月の翌月中旬頃に「受診承認決定通知書」を郵送します。健診機関により予約方法が異なるため、「受診承認決定通知書」に同封する通知をご確認ください。なお、受診日を指定することはできません。
- ・健診結果は保健指導などのデータとして活用します。

【申込・問合せ先】保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が下記のとおり決定されました（※茨城県内は均一の保険料率となります）。

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

据え置き

(参考)
令和2・3年度
均等割額 46,000円
所得割率 8.50%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額

(100円未満切捨て)
※賦課限度額66万円

=

均等割額

被保険者一人当たり
46,000円

+

所得割額

(賦課のもととなる金額)
×8.50%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額43万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

●賦課限度額の改正について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、賦課限度額が64万円から66万円（2万円増）に変更となりました。

令和4年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯	7割	13,850円
② 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） +「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
③ 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1） +「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。

※給与所得者等の数とは、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減（加入後2年間に限る）されます。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※「1. 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 茨城県保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

国民健康保険税の税率等が変わります

県が策定している「茨城県国民健康保険運営方針」において、県内市町村の国保税の算定方式を2方式（『所得割』と『均等割』で計算する方式）に統一するという方針が示されました。町は、これまで『所得割』『資産割』『均等割』『平等割』の4つで国保税を計算していましたが、県の方針に従い、令和4年度からは『所得割』『均等割』の2つで計算する方式に変更します。この変更に伴い、税率等を下表のとおり改定することになりました。国民健康保険制度を将来にわたり持続可能なものとし、皆様が安心して医療を受けることができるよう、県と連携して取り組んでいきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

項 目		改定前	改定後
医療分	所得割	6.8%	6.9%
	資産割	23%	廃止
	均等割	22,000円	32,000円
	平等割	18,000円	廃止
後期高齢者支援金分	所得割	2.3%	2.9%
	資産割	7%	廃止
	均等割	9,000円	14,000円
	平等割	10,000円	廃止
介護分 ※40歳～64歳の方のみ	所得割	1.9%	1.9%
	均等割	17,000円	17,000円

※令和4年度の課税額については、7月中旬発送予定の「国民健康保険税納税通知書」をご確認ください。

新しい負担軽減策について

子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児（小学校入学前の子ども）の均等割の額を5割軽減する国の制度が令和4年度から始まります。また、町独自の制度として、小学生から高校生世代までの国保加入者が2人以上いる場合は、2人目以降の均等割の額を5割減免する制度を創設しました。

なお、国保加入者が多い世帯の国保税負担が急激に増加することを緩和するため、国保加入者が4人以上いる世帯については、4人目以降の均等割の額を3割減免する制度を令和4年度から令和6年度までの3年間に限り実施します。

軽減・
減免の
イメージ

1人目	2人目	3人目	4人目	5人目	6人目
					
世帯主の父	世帯主	配偶者	小学生	小学生	未就学
			3割減免	5割減免 + 減免後の 3割減免	5割軽減 + 軽減後の 3割減免

国保税の引き上げを抑えるため、医療費を節約しましょう

医療費は年々増加傾向にあります。医療費が増えると国保税の引き上げが必要となってしまいます。医療費の節約のため、次の3つの事項にご協力ください。

- ① 1年に1度は健康診断を受けましょう（疾病の早期発見・早期治療により、重症化が予防できます）
- ② ジェネリック医薬品を利用しましょう（ジェネリック医薬品は新薬と同等の効果で安価です）
- ③ 重複受診・頻回受診はやめましょう（同じ検査を繰り返すことになり、医療費の増加につながります）

【問合せ先】 保険課 ☎ 029-240-7113（直通）

令和4年度 保健センターで実施する健康診査・健康教室等予定表

◆この内容を変更する場合は、「広報いばらき」等でお知らせします。

【問合せ先】健康増進課（保健センター） ☎ 029-240-7134(直通)

事業名	対象者	主要内容	実施日時等
母子健康手帳交付	妊娠届出をした方	母子健康手帳・妊産婦の健康診査受診票の交付、個別相談	随時
パパママ教室	妊婦および家族	妊娠中の生活と栄養、出産・育児についての講話、マタニティエクササイズ、料理教室等	該当者に通知
新生児聴覚検査	新生児	聴覚検査	随時
養育医療給付事業	指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた未熟児（申請した者）	養育医療（診察・薬剤または治療材料支給・医学的処置・手術及びその他の治療等）を現物給付する。	随時
乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）	生後1～4か月児とその母親（保育者）	乳児の発育・発達チェック、母親の健康状態チェック、育児相談等	随時（保健師または乳児家庭訪問指導員が該当世帯に連絡し、訪問日程等を調整します）
育児相談	生後3～4か月児とその保護者 生後8～9か月児とその保護者	遊びの教室、身体計測、育児相談 離乳食相談等	該当者に通知
1歳6か月児健康診査	1歳6か月児～1歳11か月児	身体計測、内科・歯科診察、育児相談、歯みがき指導、フッ素塗布（希望者）	
2歳児歯科検診	2歳児	歯科診察、歯みがき指導、育児相談、フッ素塗布（希望者）	
3歳児健康診査	3歳児～3歳11か月児	身体計測、内科・歯科診察、育児相談、心理相談、尿検査、歯みがき指導、フッ素塗布（希望者）	
5歳児健康診査	5歳児	あそびの教室、身体計測、診察、育児相談、心理相談、栄養・歯科相談	
ごっこ教室	生後5か月児～6か月児	離乳食についての話・試食	
もぐもぐ教室	1歳6か月児健康診査受診者	栄養相談、手作りおやつ試食配布	
ぱくぱく教室	3歳児健康診査受診者	栄養相談、手作りおやつ試食配布	
なかよし教室	1歳6か月児・3歳児・5歳児健診の結果、経過観察の必要な幼児	個別相談	申込み制による
不妊治療費助成事業	茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受け、夫または妻が1年以上町内に住所を有し町税を完納されている方	体外受精及び顕微授精、男性不妊治療に要する費用の一部助成	随時申込み
健康教室	町民	生活習慣病予防教室（高血圧、糖尿病等）、ウォーキング教室、エクササイズ教室、カラダいきいき！健康アップ教室、わくわく食育クッキング教室	申込み制による
総合健診	40歳以上の方（町国保加入者・社保等の被扶養者・後期高齢者医療被保険者等）	健康診査の項目、大腸がん検診、肺がん検診、胃がん検診等のセット検診	申込み制による ※詳細は、広報紙等でお知らせします。
結核検診	65歳以上の方	胸部レントゲン撮影	
生活習慣病予防健康診査	19歳から39歳までの方（医療機関等で健診を受ける機会のない方）	問診、身体計測、血液検査、尿検査、眼底検査、心電図検査、貧血検査、血圧測定	
特定健康診査	40歳から74歳までの方（町国保加入者・社保等の被扶養者等）	問診、身体計測、血液検査、尿検査、眼底検査、心電図検査、貧血検査、血圧測定 ※加入している医療保険により内容が異なります。	
後期高齢者健康診査	75歳以上の方（後期高齢者医療被保険者）	問診、身体計測、血液検査、尿検査、血圧測定	
肝炎ウイルス検診	実施年度内に40歳を迎える方、これまで肝炎ウイルス検診を受診していない40歳以上の方	B型肝炎ウイルス検査およびC型肝炎ウイルス検査（血液検査）	
肺がん検診	40歳以上の方 50歳以上で、 1日の喫煙本数×喫煙年数＝600以上の方	胸部レントゲン撮影 喀痰細胞診検査	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	問診、血液検査	
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血検査（2日法）	胃がん・乳がん・子宮頸がん 医療機関検診実施期間 令和4年6月中旬～ 令和5年2月28日
腹部超音波検診	40歳以上の奇数年齢の方 ※1	肝臓、胆のう、すい臓、腎臓、ひ臓の超音波検査	
胃がん検診	X線検査	バリウム造影検査	
胃がん検診	内視鏡検査	胃内視鏡検査	
乳がん検診	超音波検査	乳房の超音波検査	
乳がん検診	X線画像診断（マンモグラフィ）	40歳～49歳の偶数年齢の方 ※2 50歳以上の偶数年齢の方 ※2	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部の細胞診検査	
骨粗しょう症検診	40歳以上の女性	問診、超音波法による骨量検査	
歯周病検診	40、50、60、70歳の方	問診、口腔内検査、検査結果の判定	詳細は個別通知でお知らせします。
骨粗しょう症予防教室	骨粗しょう症検診受診後「要指導」と判定された方、その他希望する女性	栄養指導（調理実習）、運動実技	申込み制による
特定保健指導	特定健康診査を受けた方で「動機付け支援」または「積極的支援」と判定された方（町国保加入者のみ）	生活習慣を改善するための、3～6か月にわたる支援	該当者に通知
健康づくり講演会	健康診査受診者、その他希望者	専門職による健康に関する講話等	詳細は該当者に通知、または広報紙等でお知らせします。
健康相談	町民	健康相談、血圧測定、育児相談、身体計測、尿検査など	毎月第2水曜日（9：00～11：30）
訪問指導	妊産婦・乳幼児・健診（検診）等の要指導者、健診の未受診者（国保）・独居・寝たきり者・その他	個々に適した保健指導と相談	随時
介護予防教室	65歳以上の方	シルバリーハビリ体操教室、栄養教室、花まる健康教室	詳細は広報紙等でお知らせします。 問い合わせは長寿福祉課まで
認知症総合支援事業	認知症の方本人とその家族	認知症カフェ	

※1 令和4年度は経過措置として、令和3年度に受診されていない偶数年齢の方も受診できます。

※2 令和4年度は経過措置として、令和3年度に受診されていない奇数年齢の方も受診できます。

令和4年度 乳幼児健康診査・相談等日程表（個人通知でお知らせします）

～お子さんの健やかな成長と発達のために幼児健診を受けましょう～

お子さんの発達・発育の確認はもちろんですが、子育てに関する相談や、その時の成長に合わせた色々な情報をお伝えします。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
育児相談 3～4か月児	4/13 R3.12.1 ～ R4.1.31生		6/15 R4.2.1 ～ 3.31生		8/17 R4.4.1 ～ 5.31生		10/19 R4.6.1 ～ 7.31生		12/14 R4.8.1 ～ 9.30生		2/15 R4.10.1 ～ 11.30生	
ごっくん教室	4/22 R3.10.1 ～ 11.30生		6/24 R3.12.1 ～ R4.1.31生		8/26 R4.2.1 ～ 3.31生		10/28 R4.4.1 ～ 5.31生		12/23 R4.6.1 ～ 7.31生		2/24 R4.8.1 ～ 9.30生	
育児相談 8～9か月児		5/18 R3.8.1 ～ 9.30生		7/20 R3.10.1 ～ 11.30生		9/21 R3.12.1 ～ R4.1.31生		11/16 R4.2.1 ～ 3.31生		1/18 R4.4.1 ～ 5.31生		3/15 R4.6.1 ～ 7.31生
1歳 6か月児	4/14 R2.8.1 ～ 9.20生	5/12 R2.9.21 ～ 10.31生		7/14 R2.11.1 ～ 12.10生	8/25 R2.12.21 ～ R3.1.31生		10/13 R3.2.1 ～ 3.15生	11/17 R3.3.16 ～ 5.5生		1/12 R3.5.6 ～ 6.15生	2/9 R3.6.16 ～ 7.31生	
2歳児 歯科検診	4/21 R2.3.1 ～ 4.5生		6/9 R2.4.6 ～ 5.20生		8/18 R2.5.21 ～ 7.5生		10/20 R2.7.6 ～ 9.18生		12/15 R2.9.19 ～ 11.15生		2/16 R2.11.16 ～ 12.31生	
3歳児	4/26 H31.1.1 ～ 1.10生	5/24 H31.1.11 ～ 1.27生	6/28 H31.1.28 ～ 2.19生	7/26 H31.2.20 ～ 3.20生		9/27 H31.3.21 ～ 4.30生		11/29 R1.5.1 ～ 6.4生	12/20 R1.6.5 ～ 8.14生		2/28 R1.8.15 ～ 9.10生	
5歳児			6/2 H29.3.1 ～ 4.17生 6/30 H29.4.18 ～ 5.29生		8/4 H29.5.30 ～ 7.20生	9/1 H29.7.21 ～ 9.1生		11/10 H29.9.2 ～ 10.5生		1/5 H29.10.6 ～ 11.20生	2/8 H29.11.21 ～ H30.1.8生	3/2 H30.1.9 ～ 2.28生

※幼児健康診査の日程が変更となる場合があります。その際は、ホームページ等でお知らせします。

がん検診についてのお知らせです

腹部超音波検診・乳がん検診（マンモグラフィ検査）の対象者が変更になります

これまで2年度に1回の実施となっていた腹部超音波検診、乳がん検診(マンモグラフィ検査)について、助成が受けられる時期をわかりやすくするため、対象者の一部を変更します。
(年齢基準日：令和5年3月31日)

検診名	対象者（新）	経過措置（令和4年度のみ）
腹部超音波検診	40歳以上の奇数年齢の方	令和3年度に受診されていない 40歳以上の偶数年齢の方
乳がん検診(マンモグラフィ検査)	40歳以上の偶数年齢の方	令和3年度に受診されていない 40歳以上の奇数年齢の方

※乳がん検診(マンモグラフィ検査)につきまして、無料クーポン対象となった方は、前年度の受診に関わらず受診が可能です。

がん検診の自己負担金の一部が変更になります

検診委託料の増額に伴い、以下のがん検診（集団検診）に関する自己負担金が変更になります。

検診名	自己負担金（変更後）
胃がん検診（バリウムによる胃部レントゲン検査）	1,000円
大腸がん検診	500円
子宮頸がん検診	1,000円
乳がん検診（超音波検診）	1,000円
乳がん検診（マンモグラフィ検査1方向）	1,000円
乳がん検診（マンモグラフィ検査2方向）	1,500円

※上記以外 の 検診 および 医療機関検診 に関する自己負担金の変更はありません。

お待ちしております！

茨城県ふるさとづくり出前講座

この講座は、町民の皆様が主催する学習会等に茨城町の職員が講師として出向き、町政に関する理解や関心を深めていただくことを目的としています。
地域の会合などでお集まりの際に合わせて、出前講座を開催してみたいはいかがでしょうか。
身近な問題や興味のあるテーマを講座メニューから選び、お気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】 秘書広聴課 ☎ 029-240-7148（直通）

○利用できる方

町内に在住、在勤または在学する10人以上で構成された団体とします。

○出前講座の開催範囲

町内のどこへでもお伺いします。
ただし、会場は利用者でご用意ください。

○開催時間

午前9時から午後9時までの間で、1講座につき質問を含めて2時間以内でお願いします。
ただし、土・日曜日については、午前9時から午後5時までとします。
なお、祝日及び12月28日から翌年1月4日までは、利用できません。

○開催費用

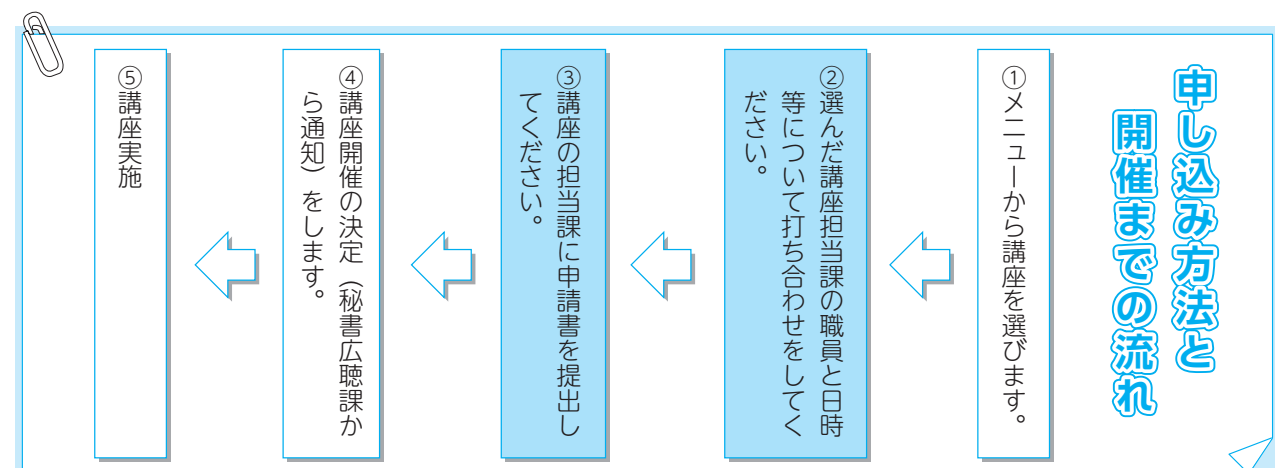
講演料は無料です。ただし、会場の利用料及び講座で使用する材料は利用者で負担してください。

○申込方法

あらかじめ希望する講座の担当課職員と、日時及びテーマの希望について直接打ち合わせの上、「ふるさとづくり出前講座利用申請書」を講座の担当課に提出してください。

○ご注意

- ・講座開催の希望日の20日前までに申請書を提出してください。
- ・講座の開催が行政に対する批判や苦情、政治活動、宗教活動、営利等を目的とする恐れがある場合は、講座の実施をお断りさせていただきます。



令和4年度「茨城県ふるさとづくり出前講座」メニュー

講座番号	講座名	内容	講演時間	担当課
1	みんなの茨城県議会	議会のしくみや役割についてお話しします。	30分	議会事務局
2	「自助・共助・公助」による防災対策	地域の防災対策に必要な「自助・共助」、そして行政が行う「公助」の取り組みについてお話しします。	40分	総務課
3	茨城県情報発信強化中！！	広報紙、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による情報発信活動について、分かりやすくお話しします。	40分	秘書広聴課
4	ふるさと元気づくり推進事業について	区の活性化のため、区が独自に取り組む事業を支援する補助事業についてお話しします。	40分	
5	おいしいはなしは危険がいっぱい！	様々な悪質商法の手口と対処方法についてお話しします。	40分	
6	茨城県第6次総合計画について	町の「最上位計画」である総合計画の概要についてお話しします。	1時間	地域政策課
7	交通事故に遭わないために	町の交通事故の現状と交通事故に遭わないための注意事項等をお話しします。	1時間	
8	町の財政状況について	町の予算、決算、財務指標などについてお話しします。	40分	財政課
9	町税のあらまし	町税の課税から収納までの概要についてお話しします。	40分	税務課
10	介護保険制度のしくみ	制度の内容や介護認定、サービス利用の仕方についてお話しします。	40分	長寿福祉課
11	障害者福祉サービスについて	制度の内容や利用手続き等についてお話しします。	40分	社会福祉課
12	「こども課」の業務について	「こども課」の事業や施策についてお話しします。	30分	こども課
13	子育て支援とボランティアについて	多くの子育てボランティアの事業参画を得ている、町子育て支援センターの活動内容と子育て支援の方向性についてお話しします。	30分	
14	国民健康保険制度の現状	国民皆保険制度がなぜ必要かについてお話しします。	30分	保険課
15	後期高齢者医療制度のしくみについて	後期高齢者医療制度のしくみについてお話しします。	30分	
16	健康寿命を延ばす秘けつおしえます	日本人の平均寿命は少しずつ延びていますが介護を受けずにいつまでも自立して暮らすための健康寿命を延ばす秘けつについてお話しします。	40分	健康増進課
17	血管を若々しく保つために	日本人の死因の4分の1は血管の老化・動脈硬化が原因です。血管を若々しく保つためにはどうしたらよいからお話しします。	40分	
18	こんなとき、こんな届出を！	戸籍、住民登録、印鑑登録、旅券交付等の申請・届出についてお話しします。	30分	町民課
19	霞台クリーンセンターみらいを見学してみよう	クリーンセンターで、ごみを処理している現場を実際に確認し、ごみの減量（レジ袋の無料配布中止等）への理解を深めていただきます。（土・日・祝日を除く）	90分	みどり環境課
20	農家民泊事業等の拡充について	農家民泊及び体験型農業等についてお話しします。	40分	農業政策課
21	農業委員会ってどんなところ？	農業委員会のしくみ、業務、運営および役割についてお話しします。	45分	農業委員会事務局
22	おしえて！農業者年金	農業者年金の必要性、現行農業者年金制度の特徴についてお話しします。	30分	
23	茨城県空家バンク制度について	空家バンクの登録方法や利用の仕方を分かりやすくお話しします。	30分	都市整備課
24	下水道のはなし	下水道の歴史、役割、働き、浄化のしくみ、料金のしくみ、家庭における下水道の使い方などをお話しします。	45分	下水道課
25	水道事業のあらまし	水源から家庭までの水の流れと水道事業のあらましや施設の概要をお話しします。	40分	水道課
26	地域の生涯学習活動について	地域の生涯学習活動について、お話しします。	30分	生涯学習課
27	図書館利用と業務について（くらしの中に図書館を！）	図書館利用及び活用方法についてお話しします。また、図書館サービスの紹介、子育て支援として、おはなしの会・読み聞かせ事業等のPRを行います。	30分	図書館
28	学校給食について	学校給食共同調理場の紹介や学校給食の目的、食事の大切さをお話しします。	40分	学校給食共同調理場
29	防火・防災について	火災予防と心構えについて防火・防災映画を見ていただきながらお話しします。設置が義務付けられた住宅用火災警報器の効果、購入方法及び設置方法についてお話しします。火災・救急統計についてお話しします。	1時間	消防本部
30	いのちを守る！ー応急手当とAEDー（消防本部内のみ実施）	いざという時の応急手当およびAEDの取り扱い講習を行います。なお、希望により3時間受講した場合は、修了証を発行します。	1時間～3時間	
31	消防署を見てみよう	消防署の仕組みについてお話しします。また、消防署の車輛の見学をしていただきます。	1時間	

水道加入金の特別措置について

水道課では、水道普及率向上を図るため、茨城県水道普及促進支援事業を活用し水道加入金を一部減免します。

▶対象者 ※下記の1～5の全ての要件を満たしている方

- 1 新規に水道加入申込みをする方（共同住宅、貸家及び未契約の建売住宅等は除く）。
- 2 メーター口径が25mm以下であること。
- 3 一般家庭用としての利用を目的としていること。
- 4 この加入金の減免を受けたことがない方。
- 5 令和4年4月1日から茨城県水道普及促進支援事業が終了する日までに新規申込みをされた方

▶減免額

(税抜き)

メーター口径	加入金の減免の額	減免後の加入金の額
13mm	30,000円	60,000円
20mm	30,000円	170,000円
25mm	30,000円	270,000円

▶申請方法

水道加入金の減免を希望する方は、「水道加入金特別措置に関する減免申請書」に必要事項を記入し、茨城町指定工事店を通して、町水道課へ提出してください。

※減免申請書は水道課窓口にあります。また、町ホームページからもダウンロードが可能です。

【問合せ先】 水道課 ☎ 029-292-0235

市街化調整区域における区域指定エリアの一部を縮小しました

町では、令和4年4月1日の都市計画法の一部改正（開発許可制度の見直しに係る改正）に伴い、浸水による被害の恐れがある区域の除外について、県や関係機関と検討・調整を続けてきました。

今回、7つの区域の一部について重複する箇所が生じていることから、茨城県条例に基づき県へ申出をし、決定されました。（茨城県告示：令和4年3月31日付け）

詳細につきましては、町ホームページまたは都市整備課までお問い合わせください。

【縮小対象集落】

区 分	集落番号	大 字
11号区域	11-9	小鶴
12号区域	12-1	下石崎（小学校周辺）
//	12-2	下石崎（長洲周辺）
//	12-4	上石崎（東永寺県道沿い）
//	12-12	下飯沼・下土師
//	12-13	上飯沼・下飯沼
//	12-14	飯沼・上飯沼

【問合せ先】 都市整備課 ☎ 029-240-7116（直通）

町・県民税の証明書について

令和4年度(令和3年分)の所得に関する町・県民税の課税・非課税・所得証明書の発行を、町・県民税の納付方法により、次のとおり開始します。交付申請の際には、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等）を必ず持参して下さい。代理の方が申請する場合には、原則、委任状が必要となります。ただし、茨城町にお住まいの同一世帯のご家族が申請する場合、委任状は不要です。

発行開始日	該 当 者
5月13日(金)	町・県民税の全額を給与から天引き（給与特別徴収者）で納める方と、その控除対象配偶者の方及び扶養親族の方
6月10日(金)	1. 納付書または口座振替（普通徴収）で納める方 2. 給与特別徴収と普通徴収の両方で納める方 3. 年金から天引き（年金特別徴収）で納める方 4. 1から3の控除対象配偶者の方及び扶養親族の方

(注) 令和4年1月1日時点で、町内に住所がある方が対象となります。

【問合せ先】 税務課 ☎ 029-240-7114（直通）

茨城町重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業について

町では、在宅の重度障がい者が居住する住宅を、その障がい者に適するように改修する工事を行うために要する経費の一部を助成します。

▶助成対象の要件

- ・町内に住所を有する重度障がい者または重度障がい者と同一世帯でその生計を維持する者（所得制限あり）
- ・助成対象者が現に居住する住宅とし、同一申請者及び同一住宅において、既に当該助成を受けた住宅でないもの

※「重度障がい者」とは、次のいずれかに該当する者

- (1) 身体障害者手帳の程度が下記のいずれかのもの
 - ・1級または2級の下肢機能障害
 - ・1級または2級の体幹機能障害
 - ・1級または2級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）
- (2) 療育手帳の程度が㊤の者

▶助成対象工事

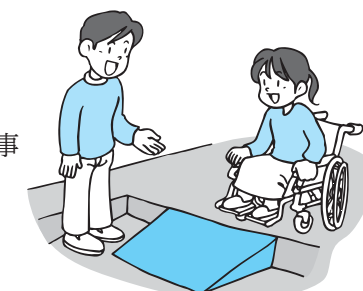
- (1) 住宅内外における移動を容易にするための工事
- (2) 階段、廊下、居室、台所、浴室、便所等の使用を容易にするため工事
- (3) 介護保険法の規定による居宅介護住宅改修の支給を受けていない工事
- (4) 助成金の決定を受けた日以降に着工し、翌年3月31日までに完了する工事

▶助成対象経費及び助成額

助成対象経費の4分の3に相当する額（55万円を上限とする）

詳しい助成要件や必要書類などについては、お問い合わせください。

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112（直通）



町営住宅の入居者を随時募集しています

各町営住宅の入居者を、以下のとおり募集しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

▶募集住宅の内容（令和4年3月末日現在）

住宅名	間取り	建設年度	空室数(戸)
長岡団地	3DK	昭和50～昭和54	15
矢頭団地	3DK	昭和55～昭和57	8
奥谷団地	3DK	平成3～平成8	11
下飯沼団地	3DK	平成12	1
谷田部住宅	2K	昭和49	2

※入居する際は、浴槽・風呂釜・台所の湯沸し器等は自己負担になります。また、入居申込後に住宅を修繕するため、入居までに時間が必要となります。

▶対象 次の要件をすべて満たす方

- ・現在、住宅に困っている方（持家のある方は不可）
- ・県内に住所または勤務場所がある方
- ・同居または同居しようとする親族がいる方
- ・県税及び市町村税等を滞納していない方
- ・申込者および同居者が暴力団員でない方
- ※その他収入基準にあてはまる方

▶家賃 建設年度や入居者の収入に応じた家賃となります。

【問合せ先】都市整備課 ☎ 029-240-7116(直通)

令和4年度

相談事業のお知らせ

町社会福祉協議会では、次のとおり相談事業を実施します。相談料は無料です。

弁護士相談

ローン・金銭・遺産相続トラブルなど、法律に関する事案について相談に応じます。

▶日時 5月23日(月)、7月25日(月)、9月26日(月)、11月28日(月)、1月23日(月)、3月27日(月) 午後1時30分～3時30分 (相談時間は1人30分程度)

▶場所 ゆうゆう館2階 会議室

▶利用方法 開催日の7日前までに予約状況を確認の上、お申し込みください。予約時に相談内容をお知らせください。

心配ごと相談

生活上の心配ごとについて、心配ごと相談員が相談に応じます。予約は不要です。

▶日時 第1・3月曜日 午後1時～4時 (祝日・年末年始除く)

▶場所 ゆうゆう館2階 会議室

こころの相談

心の悩みを抱える方にカウンセラーが相談に応じます。事前予約制です。

▶日時 第2・4月曜日 午前9時～正午 (祝日・年末年始除く)

▶場所 ゆうゆう館2階 相談室

【予約・問合せ先】

茨城町社会福祉協議会 ☎ 029-292-7141



※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定が変更になる場合があります。

長岡幼稚園 さくらこども園		沼前幼稚園 いばらき幼稚園		ままさみ幼稚園 中いばらき中央認定こども園		飯沼こども園	
日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
長	こどもの日の集い (話音絵)				飯 園庭開放 さ 室内遊具であそぼう		
ま	サーキット遊び 10:30～ ※要予約						
さ	室内遊具であそぼう						
8	9	10	11	12	13	14	
ま	☆野菜の苗植えをしよう	い 外で元気に遊ぼう！ 飯 身体測定 おはなし会 沼 ベビーマッサージ さ 大きくなったかな (身体測定)	中 楽しく遊ぼう！ さ 大きくなったかな (身体測定) 長 親子ふれあいタイム ま ☆野菜の苗植えをしよう 飯 シャボン玉で遊ぼう！	飯 5月生まれのお友達！園児 と“お誕生会”（要予約） 沼 読み聞かせ (個人ボランティア) ま ☆野菜の苗植えをしよう さ やってみよう(親子で手形)	ま しらゆきひめによる おはなし会(予定) ※要予約 飯 シャボン玉で遊ぼう！ さ 室内遊具であそぼう	ま 土曜日の園庭開 9:00～14:00 ※要予約	
15	16	17	18	19	20	21	
さ	誕生会(5月生ま れのお友達)	沼 ミニサーキット 飯 身体測定 おはなし会 い 親子ヨガ 長 読み聞かせ(読み聞 かせボランティア) ま ●母子分離の活動(※登 録制)：先生と遊ぼう	中 小麦粉粘土で遊ぼう！ 飯 【制作】くるくる へびさん① ま だろんこ遊び さ やってみよう (親子で手形)	ま 親子体操(予定) ※要予約 沼 講師によるママのた めのエクササイズ さ 作ってあそぼう (ぽっとん落とし)	さ 室内遊具であそぼう 長 なかよくあそぼう 飯 【制作】お部屋の 飾りを作ろう！ ま だろんこ遊び		
22	23	24	25	26	27	28	
ま	だろんこ遊び	ま ●母子分離の活動(※登 録制)：だろんこ遊び 沼 わくわくリサイクル(お 散歩わんちゃん) 飯 身体測定 おはなし会 い たくさん遊ぼう！	飯 【制作】くるくるへびさん② 誕生会 長 サークット遊びをしよう！ 中 作って飾ろう(梅雨のモビール) さ リトミック(ペンギンコース 10:00～/イルカコース10: 50～) ※要予約	ま ☆ピクニックごっこ ※要予約 沼 5月の誕生会 さ 作って飾ろう (梅雨のモビール)	飯 お母さんが楽しめる“クレパ スアート”体験(要予約) 長 親子ふれあいタイム (身体測定) さ 室内遊具であそぼう ま 誕生会 ※要予約	ま 土曜日イベント： 親子体操 ※要予約	
29	30	31					
ま	☆ピクニックごっこ ※要予約 さ 作ってあそぼう (ぽっとん落とし)	沼 サツマイモの苗植え ま ●母子分離の活動(※登 録制)：ピクニックごっこ 飯 【ゲーム】トンネル遊び 長 つくってあそぼう (遊べる玩具)					

茨城租税債権管理機構 不動産公売のご案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。ぜひご参加ください。詳しくはホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

なお、中止になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

▶入札期間 5月26日(木)～6月2日(木)
※公売保証金納付期間も同期間となります。

▶開札日時 6月7日(火) 午前10時

▶開札場所 茨城県水戸合同庁舎5階501会議室(水戸市柵町1-3-1)

売却区分番号 種別		公売対象不動産の所在等		見積価額 (公売保証金)
4-4	土地	1) 茨城町大字鳥羽田字坂東306番44 山林 3,845㎡ 2) 茨城町大字鳥羽田字坂東306番56 山林 711㎡		1,060,000円 (110,000円)

▶その他 当該物件に盛土されている土の中に、産業廃棄物等が埋設されている可能性があります。

【問合せ先】茨城租税債権管理機構 ☎ 029-225-1221

ホームページ <https://ibaraki-sozei.jp/>

長岡幼稚園 ☎ 029(292)4019
☆活動時間 午前10時～11時
☆うさぎ組の開放時間 各活動日の午前9時～午後2時
どなたでも予約なしで参加できます。
☆おうち換えベッドをご利用の方は衛生上バスタオルをお持ちください。
☆駐車場は、長岡小学校下をご利用ください。
☆育児相談を随時実施中です。お気軽にお声掛けください。
☆つくってあそぼうの活動は材料をお持ちいただきますのでチラシをご覧ください。

沼前幼稚園 ☎ 029(293)9209
☆活動時間 午前10時～11時
☆いちご組の開放時間 各活動日の午前9時～午後2時
予約は不要です。おやつや昼食持参でお越しください。
☆おうち換えベッドをご利用の方は衛生上バスタオルをお持ちください。
☆子育てアドバイザーが常駐し育児相談を随時実施しています。お気軽にお声掛けください。
☆製作の活動は材料を持参していただきますのでチラシをご覧ください。
※詳しくは目玉をご覧ください。お問い合わせは電話またはメール目玉内にあります。お気軽にします。

ままさみ幼稚園 ☎ 029(293)7111
☆園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時～午後2時
随時実施しております。お気軽にご相談ください。
☆支援室内や園舎内での活動は、密を避けるため全予約制となります。
予約は、4月28日(木)午前9時から受け付けます。
☆表内「☆」印は、同じ内容の活動を行います。いずれかをお選びください。
☆表内「●」印は登録制の母子分離の活動です。詳細はお問い合わせください。
活動は午前10時から行います。
※詳しくは目玉をご覧ください。お問い合わせは電話またはメール目玉内にあります。お気軽にします。

飯沼こども園 ☎ 029(292)6868
☆要予約の受付 5月2日(月)～12日(木) 午前10時～午後4時(電話受付)
☆園庭開放・育児相談(看護師等) 19:29・16:23・30日
・育児相談(栄養士等)

さくらこども園 ☎ 029(219)0007
☆園庭開放時間 午前8時～午後6時(月・金)
室内開放時間 午後1時～午後6時(月・金)
☆全日参加には事前予約が必要です。参加したい日の一週間前から予約できます。
予約受付時間 午前9時～午後6時(月・金)

いばらき幼稚園 ☎ 029(292)0162
☆トドラーズクラブ 親子で一緒に楽しく遊ぼう♪
毎週火曜日 午前10時30分～11時30分
☆ベビーマッサージ 親子でスキップ(生後2か月～1歳未満対象)
金曜日(年5回予定) 午前10時30分～11時30分
※要予約(園までご連絡ください)
☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時～午後2時
※初めてのの方はお問い合わせください。

茨城中央福祉会 ☎ 029(266)1207
☆活動の会場は、いばらき幼稚園旧園舎になります。
☆おでてつないで 親子で一緒に楽しく遊ぼう♪(満1歳～対象)
毎週水曜日 午前10時30分～11時30分
☆ベビーマッサージ(親子でスキップ(生後2か月～1歳未満対象)
金曜日(年5回予定) 午前10時～11時
☆その他 園庭開放・子育て相談(毎日) 午前9時～午後2時
※初めてのの方はお問い合わせください。

防災行政無線の放送内容の確認にご利用ください

登録制メール配信サービス

放送内容を、放送と同時にメールで配信します。

登録用二次元コードは

こちら↓



防災行政無線テレフォンサービス

放送内容が、自動音声で流れます。

☎0800(800)8848(無料)

また、町ホームページにも放送内容を掲載しています。

【問合せ先】

総務課 防災・危機管理グループ
☎029(240)7125(直通)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方が、速やかに暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

▼手続き方法

①住民税非課税世帯

(基準日 令和3年12月10日)

対象となる可能性がある世帯の世帯主の方へ、2月8日(火)に確認書をお送りしました。

まだ申請がお済みでない方は、送付した確認書にご記入のうえ、5月6日(金)までに、町社会福祉課へ申請してください。なお、それ以降の申請は支給対象となりません。ご注意ください。

②家計急変世帯

家計急変世帯に該当する可能性のある世帯の方は、町ホームページまたは町社会福祉課窓口に用意してある申請書・申立書を取得して、9月30日(金)までにご提出ください。

※所得や扶養状況により対象外となる場合があります。

※①、②どちらかでの申請・給付となります。受給した世帯の方は、再度支給を受けとることはできません。

【問合せ先】

社会福祉課 臨時特別給付金専用窓口
☎029(240)7112(直通)

茨城町奨学金貸付けの募集

経済的理由により大学・短期大学・専修学校の専門課程での修学が困難な学生を対象に奨学金を貸付けます。

奨学生として採用された場合、貸付金額は月額2万円(年額24万円)を、在学する大学等の正規の修業期間にわたり貸付けを行います。

また、大学等を卒業後、6か月以内に茨城町に定住を開始し、その後5年間を経過した場合には奨学金全額の返済を免除します。

その他詳細は、広報いばらき3月15日号及び町ホームページに掲載しています。

▼対象 大学・短期大学・専修学校(専門課程)に在学する方

▼募集人数 5人

▼申込期間

4月1日(金)～5月20日(金)

▼申込方法

町教育委員会学校教育課へ申請書等を持参してください。

【申込・問合せ先】 学校教育課

☎029(240)7121(直通)

日本赤十字社茨城町分区分 令和3年度赤十字活動資金(募金) ご協力の御礼

日本赤十字社は、人々の幸せと世界の平和を目指して、災害救護、国際支援、救急法等の講習、ボランティアの養成などさまざまな活動を行っています。これらの活動は、町民の皆様、法人の皆様から寄せられる赤十字活動資金(募金)により支えられています。

昨年度も多くの皆様から赤十字活動資金(募金)のご協力をいただき、誠にありがとうございました。その実績についてご報告します。今後とも日本赤十字社の活動にご理解とご協力をいただければ幸いです。

▼個人・世帯からの寄付

(一般社資)

寄付総額 389万4,550円(3月2日現在)

▼法人・個人からの大口の寄付

(特別社資)

寄付総額 38万円(3月2日現在)

▼ご協力いただいた法人様一覧

※茨城町分区分での寄付の受け付け、かつ掲載可否に同意が得られた法人様のみ掲載しています。

(順不同、敬称略)
日東自動車機器(株)、(株)フラワーズ、堀越医院、(有)さぬき、(株)リーテム、山田車体工業(株)、宇佐神クリニック、日東メンテナンス(株)、日東電気(株)、

はせがわ歯科医院、小河原セメント工業(株)、(株)電研工業、水戸暖冷工業(株)、たかつち歯科医院、(株)茨城圧力機器製作所、おど歯科クリニック、(株)茨城県中央食肉公社、トヨタモビリティパ

ーツ(株)茨城支社、常陸森紙業(株)、梅の里、(株)松浦工務店、石崎病院、谷口内科医院、(有)かみいし石材工業、茨城いすゞ自動車(株)、水戸営業所、浅倉畜産(株)、有波歯科医院、介護老人保健施設レイクヒルひぬま、介護老人保健施設エバーグリーン、アサガミプレス

いばらき(株)、特別養護老人ホーム桜の郷元氣、日本瓦斯(株)水戸営業所、緒方内科循環器クリニック、特別養護老人ホームみどりの杜、茨城補成会、桜の郷クリニック、いばらき診療所こづる、トヨシマデンタルクリニック

【問合せ先】 社会福祉課

☎029(240)7112(直通)

税務署からのお知らせ

事業者の方向けに消費税のインボイス制度説明会を開催しております。詳しい開催情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

▼国税庁ホームページはコチラ

https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/inv_oice_setsumeikai/index.htm

【問合せ先】 水戸税務署 法人課

税第一部門(ダイヤルイン)
☎029(231)4203

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎029-292-1111 FAX 029-292-6748